

### 平成20年度の老齢基礎年金額は 792,100円

◎20年度の年金額は19年度額のすえ置きとなります

老齢基礎年金の年金額は792,100円(40年加入の場合)、月額66,008円となります。  
【問合せ】▶新宿社会保険事務所年金給付課(5285) 8614、▶区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) (5273) 4532へ。

年金の種類	20年4月からの年金額	年金の種類	20年4月からの年金額
老齢基礎年金	792,100円(月額66,008円)	5年年金	409,600円(月額34,133円)
障害基礎年金(1級)	990,100円(月額82,508円)	障害年金(1級)	990,100円(月額82,508円)
// (2級)	792,100円(月額66,008円)	// (2級)	792,100円(月額66,008円)
遺族基礎年金(子1人)	1,020,000円(月額85,000円)	母子年金(子1人)	1,020,000円(月額85,000円)
[基本]	792,100円(月額66,008円)	[基本]	792,100円(月額66,008円)
[加算]	227,900円(月額18,992円)	[母子加算]	227,900円(月額18,992円)
10年年金	481,300円(月額40,108円)	老齢福祉年金	405,800円(月額33,817円)

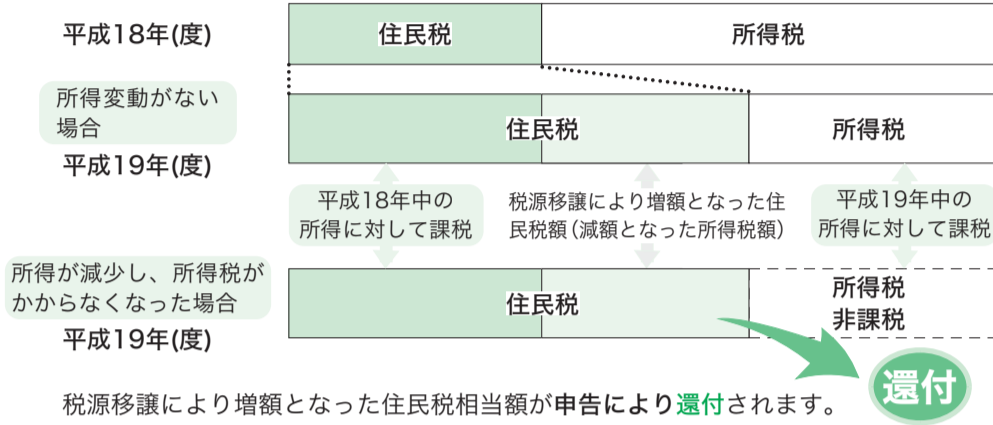
### 休日納税相談のご利用を

特別区民税・都民税を滞納している方には、督促状や催告書を送っています。指定期限までに納めてください。滞納状態を放置すると、差押えなどの滞納処分を行うことがあります。一括納付が困難な方は、相談においでください。  
【日時】6月29日(日)午前9時～午後5時  
【対象】特別区民税・都民税の納付が遅れている方(納付も受け付けます)  
【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273)4508・4509へ。  
※当日は区役所本庁舎夜間・休日通用口(建物裏側地下1階)からお入りください。また、車いすをご利用の方は事前にご連絡ください。

### 税源移譲時の所得変動に伴う特例措置

◎19年中に所得が減って所得税がかからなくなった方は減額申告書の提出を

19年に所得税から住民税に税源移譲が実施された際に、所得税率の変更による税負担軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担増加の影響のみを受けた方は、所定の「減額申告書」を提出することで、19年度分住民税を税源移譲前の税率で算出した額まで減額する特例措置の適用が受けられます(左図参照)。なお、すでに納付済みの場合は、減額分を還付します。  
「減額申告書」は、19年1月1日以降、引き続き新宿区内に住んでいる方で、19年度住民税の所得情報から特例措置の対象になると思われる方に、6月下旬以降にお



所得変動のモデルケース ●夫婦のみ 給与収入500万円(どちらか一方は控除対象配偶者)の場合●

特例措置前	平成18年(度)		平成19年(度)	
	所得税	220,000円	122,500円	住民税
住民税	130,000円	227,500円	合計	350,000円
合計	350,000円	350,000円	平成19年中の所得が減少した場合 還付されます!!	

特例措置後	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0円	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合計	130,000円	227,500円	97,500円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

【問合せ】税務課 第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273) 4107・4108へ。

●障害者・寡婦(夫)の方へ  
障害者・寡婦(夫)の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、申告により住民税が非課税になります。  
また、125万円を超える方でも税額を計算する際に、一定の額を所得から控除することができ、20年度特別区民税・都民税の納税通知書(普通徴収分)に、控除の内容が反映されていない場合は、税務課第一係・第二係へご相談ください。

※減額申告書の提出先は、19年度の住民税が課税されていた区市町村です。19年中に他の区市町村から新宿区に転入された方は、減額申告書の入手・手続き方法等について、19年1月1日に住んでいた区市町村へお問い合わせください。また、19年中に他の区市町村に転出された方等で、特例措置に該当する場合は、税務課第一係・第二係へ減額申告書を請求してください。

●納付書(普通徴収)で納める方  
納期限は納期月の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)です。保険料の通知書に、1年分の一括納付用納付書(6月～21年3月納期分)と各月納付用納付書(6月～10月納期分)を同封しています。銀行・都内の信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行(郵便局)・区役所・特別出張所、区指定のコンビニエンスストア(納付書の左下にバーコードが付いている場合)で納めてください。

●税制改正に伴う保険料の緩和措置  
税制改正による住民税所得割の税率が一律10%に統一されたことの緩和措置として、19年度に引き続き課税総所得金額70万円以下の方には、「住民税の所得割額」から次の金額を控除した額で保険料を計算しています。  
▼課税総所得金額200万円未満の方：課税総所得金額の2.5%  
▼課税総所得金額200万円～700万円の方：5万円

●口座振替(自動払込)のご利用を  
保険料の納付に口座振替(自動払込)を利用すると、納め忘れがなく便利です。通知書に同封した「預金口座振替(自動払込)依頼書(国民健康保険料)」に記入・押印し、区役所へ郵送、または銀行・都内の信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口へ提出してください。1～2か月後に口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。振替(払込)日は納期月の末日(休業日のときは翌営業日)です。  
●年金からの国民健康保険料の引落とし(特別徴収)を10月から開始  
65歳以上の方には、10月から「支給される年金からの引落とし(特別徴収)」により国民健康保険料を納めていただく方法が始まります。年金からの引落としの対象となるのは、次のすべてを満たす世帯主の方です。  
▼国民健康保険料に加入し、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である  
▼保険料の引落としの対象となる年金の年額が18万円以上  
▼介護保険料が年金からの引落としとなっていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない  
※前記に該当していても、次のいずれかに該当する方は、これまでどおり納付書または口座振替(自動払込)での納付(普通徴収)となります。  
①口座振替(自動払込)で納付している  
②世帯主の年齢が74歳以上(21年3月31日現在)である  
③住所地特例対象施設に入所・入居している  
【通知書の送付】年金からの保険料の引落としの対象となる世帯には、7月下旬に国民健康保険料変更決定通知書兼特別徴収開始通知書をお送りします。年金からの保険料の引落としに該当した方が、6月17日(火)に発送した納付書で10月納期以降の保険料を納付された場合は、後日お返しします。  
長寿(後期高齢者)医療制度の保険料納入通知書は、7月中旬にお送りします。

●国民健康保険料の通知書を送ります  
20年度分の納入通知書を6月17日(火)に発送します。6月25日(水)までに届かない方はご連絡ください。  
◎1年分の保険料は6月～翌年3月の10期に分けてあります。  
◎保険料は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分(40歳～64歳の方が対象)の合計です。それぞれに均等割額と20年度住民税を基に計算する所得割額があります。保険料の計算式は納入通知書・案内チラシをご覧ください。  
◎19年分の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、課税地が新宿区外の方、税未申告の方には、均等割額だけの納入通知になる場合があります。税額が分かり次第、あらためて、所得割を含めた保険料を通知します。税申告をしていない方は、早めに申告をしてください。